

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年3月6日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、知人に400万円の借金がある。

平成30年2月15日に年金が約420万円、〇〇郵便局から受け取れる旨記載されたはがきが、同月10日頃、請求人に届いた。知人は、請求人に対し、そのはがきにある委任状の欄に知人の氏名と請求人の氏名を書いて、知人が同郵便局にて年金を受け取れるようにせよと申し向け、借金を返済するよう求めた。もし断れば、知人は〇〇地方裁判所執行部に赴き、差押えをしていたところである。

しかるに〇〇区は、返済について信義則に反するかのよう請求人を責めた。請求人は郵便局から約420万円の年金を受け取っていない。さらに、請求人は、収入とはなっていないものの、〇〇区

に直ちにこのことを報告し、後日、〇〇区に出頭し事実を明らかにし、この件について得た金員は0円であると伝えている。

しかし、〇〇区は、請求人が郵便局からその金員を収受したと偽の記録を作り、6か月以上の生活の見込みがあるとして本件処分を行った。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月22日	諮問
平成30年12月14日	審議（第28回第3部会）
平成31年1月24日	審議（第29回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

法26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速

やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定している。

(2) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第10によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。

(3) 同じく地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)は、「第10 保護の決定」の問12「法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。」の答の「2 保護を廃止すべき場合」において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」又は、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」は、法26条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている。

(4) 国民年金法24条は、同法による給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないと規定している。そして、同条は、「基本権たる年金受給権についてはもとよ

り、支分権たる年金請求権についても、原則として、これを譲り渡し、担保に供し又は差し押さえることができないものとして、いわゆる権利の移転性を否定し、これを受給権者の帰属上の一身専属権としているのであって、（中略）既に支給期月が到来しているにもかかわらずなんらかの事由によって未支給のままとなっている年金の請求権についても等しく妥当するところである」とされている（札幌地方裁判所平成元年5月31日判決・最高裁判所民事判例集49巻9号2895頁参照）。

(5) 民法646条1項は、受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならないとしている。

(6) なお、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いにおいて、全額を返還対象とすることによって、当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に返還額から控除して差し支えないものについて例示がなされているが、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」（1・(1)・④・エ）は、自立更生の範囲には含まれないとされている。

2 これを本件についてみると、平成30年2月16日及び同月19日の請求人からの報告、並びにその後処分庁が行った調査により、請求人に、①障害基礎年金の受給権が平成23年10月に発生し、年金額788,900円が支給されることとなったこと、そして、②初回支給日である平成30年2月15日に遡及分を含む4,289,245円（本件年金受給額）が現金で支給されたことが判明したことが認められる。

このため、処分庁は、本件年金受給額から、本件対象期間に支給した保護費に相当する本件返還金（1,574,926円）を控除

した後の本件残余金（2,714,319円）について、平成30年2月15日付けで収入認定をした上で、本件残余金が請求人の最低生活費192,565円の6か月分（1,155,390円）を大幅に超過していたことから、請求人については、生活に困窮する者とは認められない状態になっていると判断し、法26条の規定に基づき、本件処分により請求人の保護の廃止を決定したことが認められる。

そして、本件処分に至る上記経過は、課長通知により示された取扱いに沿っているものであって、法の運用として適正かつ妥当なものであり、また、違算等も認められない。

したがって、本件処分は、法令の定めに従ってなされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、本件年金受給額については、その受取りを知人に委任し、受任者である知人が、平成30年2月15日に郵便局（貯金窓口）で受け取った後、その全額を請求人の借金の返済に充ててしまったため、請求人は本件年金受給額を受け取っておらず、収入額は0円であるにも関わらず、請求人が本件受給額を収受したとして本件処分を行っていることが、違法又は不当であると主張しているようである（第3）。

しかしながら、年金給付を受ける権利は、そもそも、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないものであって、受給権者の帰属上の一身専属権とされているものである（1・(4)）。そして、平成30年2月15日に、知人が郵便局の窓口で受け取った本件年金受給額は、受任者である知人が委任者である請求人の代理人として受け取った物（金銭）であって、その所有権が請求人に属することは明らかであり、請求人が本件年金受給額を受給していないということにはならない。

このように、請求人が知人を代理人として本件年金受給額を受給

したとみるべき事実が発生している以上、その後の本件年金受給額に関する知人から請求人への金銭引渡しの状況いかににかかわらず、本件年金受給額の受給を前提として行った本件処分を違法・不当ということはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成